

審 第 1 9 2 4 号
答 申 第 2 0 2 号
平 成 3 0 年 1 月 1 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年5月15日付け○児第○○号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第174号

平成27年2月24日付けで異議申立人から提起された、平成26年12月24日付け○児第○○○号で行った自己情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成26年12月24日付け○児第○○○号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は、結論において妥当である。

2 異議申立ての経緯

- （1）異議申立人は、平成26年4月2日付けで、実施機関に対し千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「H○○.○○.○○以降、○○が相談した記録、及び、○○に係り他機関へ発出もしくは、收受した記録、又は、○○に対して発出した記録（文書）」について、未成年者である異議申立人の子（以下「本件児童」という。）の法定代理人として開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- （2）本件請求に対し実施機関は、別表の対象文書の件名のとおり本件請求に係る個人情報記録された行政文書を特定し、本件決定を行った。
これに対し異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、平成27年2月24日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）本件異議申立てを受けて、実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成27年5月15日付け○児第○○号で審議会に諮問した。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立人は、異議申立書において、おおむね次のとおり主張している。

- （1）異議申立ての趣旨
「本件決定を取り消す。」との決定を求める。
- （2）異議申立ての理由
異議申立てに係る処分は次のとおり違法である。
妻○○○○が付された病名、症候群名に基づく自傷他害、自殺行為のおそれによる国民の生命、身体、財産に係る配偶者の責務を果たすことに支障があるため。

4 実施機関の説明要旨

実施機関は、平成27年6月24日付けで審議会に対し提出した理由説明書において、おおむね次のとおり主張している。

- （1）対象文書について
ア 初期調査報告票
児童福祉法第25条の6において、要保護児童を発見した者から通告を受けた場合、児童相談所は、必要があると認めるときは、速やかに児童の状況

の把握を行うものとされている。同報告票には調査対象や方法、調査結果及び意見を記載して、受理会議で決めておいた報告日の援助方針会議に提出する。

イ 【定例・臨時】援助方針会議録

担当者の調査・各種診断結果とリスクや緊急度の評価とあわせて、意見と援助の方針を援助方針会議に提出する。同会議においては、各担当者による調査、診断所見や意見をつき合わせて、当該ケースの子どもと家庭にとってより良い解決策を協議した結果を会議録としている。

ウ 児童福祉司意見

児童福祉司は、子どもを取り巻く家庭や地域の状況を、必要に応じて、訪問や面接、周辺情報等を収集し、社会的な評価を、援助方針会議等に意見として提出する。

エ 緊急度アセスメントシート

各チェック項目に照らし合わせ、当該ケースが、緊急度が非常に高く、直ちに介入を要するのか、早急に介入が必要なものか、保護の要否も含め、援助の方法を判断するシート。また、緊急度のランクによって、再評価の時期を設定する。

オ リスクアセスメントシート

虐待のリスクを評価するシート。ただし、あくまでも子どもの安全を確保するための一道具であり、子どもの保護の要否を判断する際の補助とするための、客観的指標を用いたシート。

カ 経過記録（経過記録）

児童福祉司が、日々の訪問や面接、調査した内容を専門のシステムに入力し、記録したもの及びケースファイルに綴じた記録。

キ 経過記録票

上記カと趣旨は同じであり、直接ケースファイルに綴じた記録。

ク 調査嘱託について（回答）

外部機関が判断するにあたり、児童相談所が関与しているケースについて、その経過等について求めがあったものに対する回答。

（２）不開示の理由について

ア 条例第１７条第２号該当性について

本号に該当し、不開示とした部分は次のとおりである。

（ア）別表③、④、⑦、⑨、⑫、⑫、⑫、⑫及び⑫については、開示請求者以外の個人・関係機関を識別でき、その意思・行為・発言等が記載されており、情報を開示することで、第三者の権利利益を損なうおそれがあるため、当該部分について不開示とした。

（イ）別表⑫については、第三者に対し、実施機関が対応した内容及び被対応者であり、特定の個人を識別することができるものであるため、当該部分について不開示とした。

（ウ）別表⑫については、開示請求者以外の個人を識別でき、その個人への実施機関が聴取した内容が記載されており、開示することで、第三者の権利利益を損なうおそれがあるため、当該部分について不開示とした。

イ 条例第１７条第６号ハ該当性について

- (ア) 別表①、⑤、⑥、⑪、⑭、⑰、⑳、㉓、㉔、㉖及び㉗については、他の相談者や関係機関から得た情報であり、これを開示すれば、事業の目的に沿った成果が得られず、適正な業務が阻害され、若しくはそのおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (イ) 別表②については、開示することにより他の相談者との信頼関係が損なわれ、円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (ウ) 別表⑧及び⑬については、他の関係機関から得た情報であり、その場の様子に記載されており、これを開示すれば、その関係機関との信頼関係が損なわれ、今後同種の事業を遂行するに当たって支障が生じるおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (エ) 別表⑮については、他の関係機関から得た情報をもとに、実施機関が評価した内容であり、これを開示すれば、その評価をめぐり軋轢や紛争を生じさせる可能性があり、児童相談業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (オ) 別表⑯及び㉑については、児童相談業務により、担当者が調査結果を記述した内容であり、これを開示すれば、その評価をめぐり軋轢や紛争を生じさせる可能性があり、児童相談業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (カ) 別表⑱については、他の関係機関から得た情報をもとに、評価した結果から、実施機関の判断等が記載されており、これを開示すれば、その判断・評価をめぐり、軋轢等を生じさせる可能性があり、児童相談業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (キ) 別表㉒については、他の関係機関からの情報であり、これまでの経過及びその関係機関からの提案や、実施機関への相談事項が記載されており、これを開示すれば事務の目的に沿った成果が得られず、適正な業務が阻害され、若しくはそのおそれがあるため、当該部分について不開示とした。
- (3) 本件決定の妥当性について
- ア 異議申立人の主張に対して検討する。
- (ア) 条例第17条第2号について
- 異議申立ての理由中の「国民の生命、身体、財産」と第2号ただし書口の「人の生命、健康、生活又は財産」の文言を照らすと、異議申立人は第2号ただし書口を主張しているものと思われるが、本件請求に係る個人情報については、第2号ただし書口に該当する事情はない。
- (イ) 条例第17条第6号について
- 異議申立人は、異議申立ての理由を「配偶者の責務を果たすことに支障がある為。」としているが、第6号ハにおける支障とは実施機関等における支障のことである。
- イ なお、実施機関は上記(2)のとおり、条例第17条第2号及び第6号の不開示情報に該当することを理由として決定しており、妥当なものである。

5 審議会の判断

(1) 本件対象文書について

ア 児童相談所は、児童の基本的権利を保護するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定により設置されている機関である。児童相談所では、18歳未満の児童に関するあらゆる問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るため援助や指導を行うほか、緊急の場合の一時保護や児童養護施設等への入所措置を行っている。

イ 本件請求は、平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に本件児童が千葉県〇〇児童相談所（以下「〇〇児童相談所」という。）に相談した記録及び〇〇児童相談所が本件児童に関し発出又は収受した記録を求めるものであり、実施機関が特定した本件対象文書は、〇〇児童相談所が、児童福祉法第25条の規定により、本件児童を要保護児童として通告を受けたことに関して、関係者に行った調査内容等を記録した一連の文書である。

(2) 不開示情報の分類について

審議会で見分したところ、不開示情報は次のとおり分類できる。

ア 本件児童以外の第三者から聴取した情報及び第三者に対する対応

番号③、④、⑦、⑨、⑩、⑫、⑫、⑫、⑫及び⑫。（以下「不開示情報1」という。）

イ 〇〇児童相談所と他機関とのやり取りに係る情報

番号①、②、⑤、⑥、⑧、⑪、⑬、⑭、⑭、⑭、⑭、⑭及び⑭（以下「不開示情報2」という。）

ウ 〇〇児童相談所が行った評価に係る情報

番号⑮、⑯、⑰及び⑱。（以下「不開示情報3」という。）

(3) 不開示情報該当性について

ア 不開示情報1について

実施機関は、不開示情報1について、条例第17条第2号に該当することを理由に不開示としているので、同号該当性について以下検討する。

(ア) 本号は、開示による第三者の権利利益の侵害を防止するため、開示請求者（法定代理人が本人に代わって請求する場合にあっては、本人をいう。）以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを不開示情報としている。

(イ) 不開示情報1は、〇〇児童相談所が本件児童以外の第三者から聴取した情報及び第三者に対する〇〇児童相談所の対応に係る情報である。

実施機関は、これらの情報について、いずれも本件児童以外の第三者に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であることから、条例第17条第2号本文前段に該当すると主張している。

(ウ) ただし、番号⑦の中には、慣行として本件児童が知ることができると思われる情報（以下「本件既知情報」という。）があるが、審議会が本件既知情報について見分したところ、条例第17条第6号ハ該当性について検討する必要があるので、この点については下記ウにおいて後述する。

(エ) また、本件既知情報を除く不開示情報1については、本件児童以外の第三者に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報であるため、条例第17条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

イ 不開示情報 2 及び不開示情報 3 について

実施機関は、不開示情報 2 及び不開示情報 3 について、条例第 17 条第 6 号ハに該当することを理由に不開示としているので、同号該当性について以下検討する。

(ア) 本号は、事務又は事業の適正な遂行を確保するため、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがあるものを不開示情報としている。

(イ) 不開示情報 2 は、〇〇児童相談所とやり取りをした関係機関名及びこれに属する者の職・氏名並びに〇〇児童相談所と関係機関のやり取りした内容に関する情報である。

ところで、通常、児童相談所が関係者に調査を行った場合、関係者はそのことが外部に漏れないことを前提として調査に協力するものと解される。

そうすると、これらの情報を開示すると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等の連携・協力が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、不開示情報 3 は、本件請求に係る事案につき、〇〇児童相談所の職員が行った評価・判断に係る情報である。

そうすると、これらの情報を開示すると、今後、児童相談所の職員が関係者の意向を考慮して正確な内容の記載を躊躇するおそれがあり、記載内容が形骸化し、援助方針を決定するための公正な判断が行われなくなるなど、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、不開示情報 2 及び不開示情報 3 については、条例第 17 条第 6 号ハに該当し、不開示が妥当である。

ウ 本件既知情報について

(ア) 本件既知情報を不開示としたことについて、実施機関からの主張はないが、審議会の職権により、条例第 17 条第 6 号該当性について検討する。

(イ) 本件既知情報は、〇〇児童相談所が関係者に調査を行った結果入手した情報である。そして、調査の対象者は、調査内容が外部に漏れないことを前提として調査に協力するものと解される。

そうすると、本件既知情報を開示すると、関係者との信頼関係が損なわれ、今後の情報入手等の連携・協力が円滑に行われず、児童相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。

(ウ) したがって、本件既知情報は条例第 17 条第 6 号ハに該当し、不開示が妥当である

(2) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 附言

本件請求は、本件児童の自己情報について、異議申立人が法定代理人として開示を請求したものであるから、本件児童が開示請求を行ったものとして、開示・

不開示の判断をする必要があるが、本件決定では、実施機関が異議申立人本人の立場と本件児童の法定代理人としての立場を混同して判断しているため、異議申立人本人しか知り得ない情報が開示されている一方で、本件児童自身の情報が条例第17条第2号で定める第三者の個人情報に該当するとして不開示とされている部分が見受けられる。

また、実施機関は、児童相談業務の適正な遂行に支障があるとして、〇〇児童相談所と関係機関とのやり取りに係る情報を不開示としているにもかかわらず、開示された情報の中には、関係機関の名称や、やり取りした内容が含まれており、開示・不開示の判断に一貫性を欠いている。

実施機関は、今後、個人情報保護制度の趣旨に則り、適正な事務の執行に努められたい。

7 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 5月15日	諮問書の受理
平成27年 6月24日	実施機関の理由説明書受理
平成29年 6月29日	審議（平成29年度第3回第1部会）
平成29年 7月27日	審議（平成29年度第4回第1部会）
平成29年 9月28日	審議（平成29年度第5回第1部会）
平成29年11月 2日	審議（平成29年度第6回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
海野 朋子	千葉家庭裁判所家事調停委員	
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院准教授	
土屋 俊	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部教授	部会長
永嶋 久美子	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)

別表

番号	対象文書の件名	本件決定における 不開示部分	答申で示した各 不開示情報
①	初期調査報告票 平成〇〇年〇〇月〇〇日作成	1 頁 「〈調査結果〉」欄の全て	不開示情報2
②	【定例・臨時】援助方針会議録	1 頁 「2 会議の結論」2 行目 2 8 ～ 4 0 文字目	
③	会議日平成〇〇年〇〇月〇〇日 児童名 〇〇〇〇	「2 会議の結論」3 行目 「3 結論に至った理由」1 行目 2 7 ～ 3 9 文字目 2 行目 1 ～ 1 2 文字目、3 0 ～ 3 9 文字目 3 行目 1 ～ 1 5 文字目	不開示情報1
④	児童福祉司意見 平成〇〇年〇〇月〇〇日	1 頁 「1、主訴」1 行目 1 ～ 8 文字目 「2、家庭の状況」3 行目 6 文字目～5 行目 7 行目 2 3 文字目～9 行目 3 3 文字目	
⑤		「2、家庭の状況」1 1 行目 3 2 文字目～1 5 行目 2 6 文字目	不開示情報2
⑥		「2、家庭の状況」1 6 行目 3 5 文字目～1 9 行目	
⑦		「3、児童の状況」3 行目～4 行目 4 文字目	不開示情報1
⑧		「3、児童の状況」4 行目 3 6 文字目～5 行目 6 文字目及び 3 2 文字目～6 行目	不開示情報2
⑨		「4、経過」1 行目 1 ～ 2 0 文字目	不開示情報 1
⑩		2 頁 「4、経過」4 行目 2 1 ～ 3 7 文字目	
⑪		「4、経過」5 行目 1 1 文字目～7 行目 1 9 文字目	不開示情報2
⑫		「5、所見」1 行目 1 ～ 1 3 文字目 3 行目 6 文字目～4 行目 1 5 文字目	不開示情報 1
⑬		「5、所見」5 行目 1 ～ 3 3 文字目	
⑭		「5、所見」5 行目 3 4 文字目～6 行目 2 1 文字目	不開示情報2
⑮		「5、所見」9 行目 1 9 文字目～1 1 行目	不開示情報3
⑯	緊急度アセスメントシート 作成日平成〇〇年〇〇月〇〇日	1 頁 チェック欄の一部	
⑰	リスクアセスメントシート 記入日平成〇〇年〇〇月〇〇日	1 頁 2 ～ 2 5 の評価欄 「3 関係機関からの情報」の該当項目選択肢欄	不開示情報2
⑱	【定例・臨時】援助方針会議録 会議日平成〇〇年〇〇月〇〇日	1 頁 「2、会議の結論」1 行目～2 行目 「3、結論に至った理由」1 行目～3 行目 1 8 文字目	
⑲	経過記録票 児童名 (〇〇××)	2 頁 「24. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 1 6 文字目 2 行目～1 1 行目 1 3 行目～1 4 行目	不開示情報2
⑳	経過記録 (経過記録) 児童名 (〇〇〇〇)	1 頁 「H26. 〇. 〇 11:30」1 行目 2 ～ 8 文字目 2 行目 4 行目 6 行目～1 2 行目	
㉑		2 頁 全て ～ 4 頁	
㉒	調査囑託について (回答) 平成〇〇年〇〇月〇〇日付け	2 頁 「家族の状況」6 行目 「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 1 3 文字目 2 行目～8 行目	不開示情報 1
㉓		「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 6 文字目及び 1 2 ～ 1 3 文字目 2 行目～1 7 行目	不開示情報2
㉔		3 頁 「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 6 文字目及び 1 2 ～ 1 3 文字目 2 行目～4 行目 5 行目 2 ～ 1 0 文字目及び 1 6 ～ 1 9 文字目 6 行目～1 7 行目 1 8 行目 2 ～ 1 0 文字目 1 9 行目～2 1 行目	
㉕		「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」2 2 行目 2 文字目及び 8 文字目 2 3 行目～2 4 行目 「24. 〇. 〇」1 行目 2 文字目 2 行目～3 行目	不開示情報 1
㉖		「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」4 行目 2 ～ 1 0 文字目 5 行目～1 0 行目	
㉗		4 頁 「(1) 関与の経過 23. 〇. 〇」1 行目～3 行目 4 行目 2 ～ 8 文字目 5 行目～6 行目 「23. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 6 文字目及び 1 2 ～ 1 3 文字目 2 行目～4 行目 5 行目 2 ～ 5 文字目及び 1 1 ～ 1 6 文字目 6 行目～9 行目 「23. 〇. 〇」1 行目 2 ～ 6 文字目及び 1 2 ～ 1 3 文字目 2 行目～4 行目	不開示情報 1
㉘		「23. 〇. 〇」4 行目 2 ～ 5 文字目及び 1 1 ～ 1 4 文字目 5 行目	
㉙		5 頁 「23. 〇. 〇」1 行目～7 行目	